

国保財政健全化計画について

平成 29 年度に国保制度改革の一環として策定した国保財政健全化計画について、令和2年度の実績をまとめたので下記のとおり報告する。

1 計画の概要

- ・ 決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入金について、平成 30 年度から6年間の解消・縮減計画を示したもの。(根拠:東京都国民健康保険運営方針)
- ・ 制度上保険料の対象となる経費を賦課総額の対象としたうえで、平成 30 年度は、そのうち納付金分を 94%として算定し、以後、6 年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則年 1 %ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成 29 年度特別区長会で申し合わせた。

2 計画内容

決算補填等を目的とした法定外繰入金について毎年 49,084 千円ずつ削減する。また、医療費適正化のため、以下の取組みを行う。

- ① データヘルス計画に基づき効果的な保健事業を実施（生活習慣病改善指導・健診結果説明会・卒煙セミナー・個別受診勧奨など）
- ② 柔道整復療養費に対する二次点検の実施
- ③ ジェネリック医薬品促進のため差額通知の送付および普及啓発
- ④ 口座登録勧奨、口座振替キャンペーン実施、納付案内センターによる積極的な納付勧奨

3 令和2年度の実施状況

削減額 172,522 千円

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 繰越金	1,392,914	1,643,703	561,545	492,206
2 法定外繰入金	594,369	333,031	727,940	895,968
3 決算補填等を目的とした繰入金(再掲)	411,033	194,669	606,150	433,628
4 赤字削減額（前年との差）		216,364	- 411,481	172,522

4 計画額との乖離の原因

初年度の平成 30 年度は、過去の繰越金（約 16 億円）を医療給付費等に充当したことで法定外繰入金が極端に減少し削減額が大となった。元年度は繰越金が少なくなり、削減額がマイナスとなった。令和 2 年度は、決算補填等目的の繰入金の算出方法を一部変更（翌年度に精算する交付金等を除く等）したため減少した。

国保財政健全化計画(赤字削減・解消計画)実施状況報告書

(第3年次 2年度分)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	13009	品川区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)		28年度				赤字の原因			
	法定外繰入金		1,324,062千円				1. 赤字の原因 (1)保険料率の算定の際に以下の措置を講じることで、保険料率を引き下げ、その際に不足する財源を法定外繰入金で補っているため。 ①一部の歳出項目(高額療養費の1/4、葬祭費・保険事業費等)を除外して、賦課総額見込を算出する。 ②歳入のうち国調整交付金等を法定割合ベースで見込み、賦課総額見込算出時に実績交付額ベースの見込より多く差し引く。 ③保険料未収金見込を賦課総額に上乘せしない。 2. 実質黒字分:355,619千円 3. 実質黒字分を差し引いた後の赤字額:968,443千円(合計)			
	繰上充用金の新規増加分		0千円							
	赤字額(合計)		1,324,062千円							
② 赤字削減計画実施(予定)状況	年度別赤字削減予定額(率)	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計	
		年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
		法定外繰入の削減予定額(率)	49,084 千円(%)	49,084 千円(%)	49,084 千円(%)	49,084 千円(%)	49,084 千円(%)	49,084 千円(%)	49,084 千円(%)	294,504 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
		合計赤字削減予定額(率)	49,084 千円(%)	49,084 千円(%)	49,084 千円(%)	49,084 千円(%)	49,084 千円(%)	49,084 千円(%)	49,084 千円(%)	294,504 千円(%)
	赤字削減額	216,364 千円(%)	▲411,481 千円(%)	172,522 千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	
	実施状況の詳細					今後の取組				
データヘルス計画に基づく、効果的な保健事業や、柔道整復療養費の2次点検、ジェネリック差額通知の実施により、医療費適正化の推進を図り、口座振替の推進等の保険料収納率向上対策を行ったことや、平成30年度からの制度改革に伴う特別区独自の保険料激変緩和対策により保険料賦課総額を算出する際に納付金から減じる割合を、元年度の5%から2年度は4%にしたことから赤字額が減少した。					1. 激変緩和策として平成30年度から講じている納付金から6%を減じて保険料賦課総額を算出している措置を令和2年度は減額割合を4%としたが、今後も毎年度1%ずつ引き上げていく。(保険料負担のバランスを考慮しながら実施) 2. 医療費適正化のための施策として、以下の取り組み等を行う。 ①データヘルス計画に基づき、効果的な保健事業を実施する(生活習慣病改善指導・健診結果説明会・卒煙セミナー・個別受診勧奨など) ②柔道整復療養費への2次点検の実施(調査委託) ③ジェネリック医薬品促進のため、差額通知の効果的な送付や医療機関や被保険者等へのさらなる普及啓発を図る。 3. 一般的に収納率が低くなる大都市圏内において、当区は高い収納率を達成しているが、下記の施策等を実施し今後も高い収納率を目指す。 ①収納方法の原則口座振替を推進し、また納付方法の拡大を図っていく。 ②適切な滞納処分を実施する。					

上記のとおり赤字削減・解消計画実施状況報告書を提出します。

令和3年8月2日

東京都知事殿

保険者名 品川区

代表者職氏名 品川区長 濱野 健

印